

令和6年度三戸町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耐震診断を希望する町内の木造住宅所有者に対し、町が予算の範囲内において耐震診断員を派遣し、木造住宅の耐震性を判定することにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修工事の促進を図り、もって災害に強いまちづくりの推進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅耐震診断事業 町が、住宅の所有者等（所有者又はその親族をいう。以下同じ。）の求めに応じ次条に掲げる住宅について耐震診断を行うため、耐震診断員を派遣する事業をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発刊した「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」及び2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートにより、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者であって、町の派遣依頼に基づき耐震診断を行う者をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存し、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- (2) 在来軸組構法又は伝統的工法によって建築された木造住宅で地上階数が2以下のもの
- (3) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ住宅以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）であるもの
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないもの
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助の対象となった耐震診断を受けていない住宅

(申込手続)

第4条 耐震診断を希望する対象住宅の所有者等は、構造的に独立した棟毎に、三戸町木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申し込まなければならない。

(耐震診断事業の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申し込みがあったときは、当該申請に係る内容を審査し、耐震診断支援事業の実施の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により耐震診断を行うことを決定したときは、三戸町木造住宅耐震診断決定通知(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、決定しないときは、その旨を三戸町木造住宅耐震診断不決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(耐震診断事業の辞退)

第6条 前条第2項の耐震診断の決定を受けた者(以下「事業決定者」という。)は、決定通知書を受領した後において耐震診断の実施を辞退するときは、速やかに三戸町耐震診断辞退届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(耐震診断事業の取消し)

第7条 町長は、事業決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により事業の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により耐震診断の決定を取り消したときは、その理由を付して、三戸町木造住宅耐震診断決定取消通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(耐震診断員の派遣)

第8条 町長は、対象住宅に派遣する耐震診断員を決定したときは、速やかに当該耐震診断員を派遣するものとする。

(耐震診断に要する費用負担)

第9条 耐震診断に要する費用負担は、別表に定める額とする。

(診断結果の通知)

第10条 町長は、耐震診断の結果を三戸町木造住宅耐震診断結果通知書(様式第6号)により事業決定者に通知するものとする。

(事業決定者に対する指導及び助言)

第11条 町長は、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び

向上が図られるよう、事業決定者に対して必要な情報の提供、助言及び指導を行うことができる。

(耐震診断員等の責務)

第12条 派遣された耐震診断員及び当該業務の関係者(以下「耐震診断員等」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断を行う際に職務上知り得た情報を第三者に漏らすこと。
- (2) 当該耐震診断に関し、事業決定者から第9条に規定する費用負担以外の金銭を受け取ること。
- (3) 事業決定者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (4) 診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- (5) その他耐震診断員等としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年5月1日から施行する。

別表（第9条関係）

延べ床面積	診断費総額 (円)	公的負担額 (円)	事業決定者負担額 (円)
200 m ² 以下	147,000	136,000	11,000
200 m ² 超 250 m ² 以下	168,000	136,000	32,000
250 m ² 超 300 m ² 以下	189,000	136,000	53,000
300 m ² 超 350 m ² 以下	211,000	136,000	75,000
350 m ² 超 400 m ² 以下	232,000	136,000	96,000

※ 上記金額は、消費税を含む額である。
※ 400m²を超えた場合の事業決定者負担額は別途協議による。